

令和5年流山市教育委員会議第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年7月20日（木曜日）  
開会 午後2時30分  
閉会 午後3時25分
- 2 場 所 流山市立江戸川台小学校 図書室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美  
教育長職務代理者 杉浦 明  
委 員 宮田 義則  
委 員 山本 正子  
委 員 羽中田 彩記子  
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩  
学校教育部長 南 暁男  
生涯学習部長 竹内 繁教  
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一  
教育総務課長 鈴木 貴之  
指導課長 郡司 美紀  
スポーツ振興課長 小池 昌樹  
公民館長 寺門 宏晋  
図書館長 伊原 純子
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 遠山 美保  
教育総務課庶務係長 大田 千絵美  
教育総務課主事 島根 壮樹  
教育総務課会計年度任用職員 寺坂 真佐美

## 8 議案等

議案第33号 流山市通学区域審議会委員の委嘱について

議案第34号 流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について

協議 キ 教育財産の目的外使用について（流山市立おおぐろの森小学校）

協議 ク 教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）

## 9 議事の内容

（開会 午後2時30分）

田中教育長

ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第7回定例会を開会します。  
まず、令和5年流山市教育委員会議第6回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。  
これより議事に入りますが、各課等報告のうち、「いじめ重大事態の経過報告について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、この案件につきましては非公開とします。  
それでは議事に入ります。  
議案第33号「流山市通学区域審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

（流山市通学区域審議会委員の任期が令和5年7月31日をもって満了することに伴い、新たに委嘱する旨の説明）

流山市通学区域審議会は、流山市通学区域審議会条例で教育委員会の附属機関として位置付けられており、流山市立小中学校の通学区域に関する事項について審議を行い、教育委員会に答申することを担当事務として設置され

ています。流山市通学区域審議会委員は、現在15名の委員を委嘱しておりますが、委員任期が令和5年7月31日で満了となることから、委員を委嘱するものです。委員は15名以内で知識経験を有する者、学校長の代表者、PTAの代表者、市民等で、委嘱期間は2年間と規定されておりますので、次期の委嘱期間は令和5年8月1日から令和7年7月31日までとなります。委嘱する審議会委員は、別紙のとおり提案させていただきました。今回の委嘱では、各種団体からの推薦委員を10名と、公募による市民等3名を選出し、候補としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号「流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市いじめ対策調査会委員について、現在不在となっている教員経験者として、新たに委員を1名委嘱する旨の説明)

教育委員会の附属機関である流山市いじめ対策調査会の委員について、現在不在となっている教員経験者として、新たに1名委嘱したいと考えております。つきましては、当該委員を委嘱することについて御審議賜りますようよろしくお願いいたします。詳細については指導課長より御説明いたします。

指導課長

流山市いじめ対策調査会は、いじめ重大事態に係る調査及び審議を行うことを目的に、条例の定めにより設置している附属機関です。先般、委員の任期が令和5年5月31日をもって終了したことに伴い、令和5年6月1日付

けで新たに7名の委員を委嘱したところですが、現在委員に教員経験者が不在となっているところです。この度、越谷市に所在する文教大学に、委員候補者の推薦を依頼したところ、教育学部教授の石井 勉先生の御推薦をいただきました。石井先生は数学科教育学が御専門で、教育における専門的知見をお持ちです。また、小学校教諭の御経験もお持ちであることから、流山市いじめ対策調査会委員として、本市におけるいじめ問題においてもお力添えいただけると考えています。委員の任期は、流山市いじめ防止対策推進条例第15条第5項では2年とされていますが、他の委員の任期に揃えるため、御本人同意のもと、令和5年7月21日から令和7年5月31日までとしたいと考えております。なお、本調査会においては他に、弁護士、臨床心理士、公認心理士、医師の7名が委員として在籍しております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第34号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議キ「教育財産の目的外使用について（流山市立おおぐろの森小学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(奥村・橋本特定建設工事共同企業体代表者 株式会社奥村組東関東支店支店長 豊田 明雄 より、流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事の事務所及び駐車場として使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事の事務所及び駐車場として、流山市立おおぐろの森小学校の一部を使用したい旨、当該工事を受注した奥村・橋本特定建設工事共同企業体から要望があったため、目的外使用

を許可するものです。使用料は1,822,765円です。許可期間は、許可日の翌日から令和6年3月31日までとしております。おおぐろの森小学校の配置図の斜線部分が貸付け部分であり、裏面がその詳細となります。借用面積は1297.68平方メートルで、学校運営に支障がないように、B型のバリケードを設置する予定です。学校側の運営と工事が絡むことがないように配慮して参りたいと考えております。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者 学校の運営に支障がないようにということですが、子どもの登下校を含め、子どもの動線と現場の車の出入りのぶつかり合いはないのでしょうか。

学校施設課長 今後、協議も必要かと思いますが、登下校時等については警備員を配置する等、安全管理については徹底していきたいと考えています。

教育総務部長 子どもたちが登下校で使用する校門は、先ほどの配置図の真上辺りになるのですが、現場事務所の出入口は南側の道路になるので、基本的には子どもたちとの交差はないと考えていますし、交通誘導員等も配置するので、支障はない形で工事を進めると聞いています。

田中教育長 子どもの安全第一でやっただいていてということですね。

教育総務部長 はい、全ての児童の登校が終わる8時30分までは、大型車両は入ってこないような形で協議を進めています。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議きは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって協議キは、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、協議ク「教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。</p>
学校施設課長	<p>（流山市教育委員会教育長 田中 弘美 より、東洋学園大学旧校舎の敷地の一部及び学生会館について、敷地は埋蔵文化財整理室及び収蔵庫用地として、建物は埋蔵文化財整理室及び収蔵庫として使用したい旨の要望を受けた旨の説明）</p> <p>東洋学園大学旧校舎は、現在、南流山中学校の移転先として改修工事を行っているところですが、中学校として当面使用しない部分の敷地の一部である学生会館（土地2, 515.39平方メートル、敷地1,663.426平方メートル）について、敷地は埋蔵文化財整理室及び収蔵庫用地として、建物は埋蔵文化財整理室及び収蔵庫として使用するために申請されたものです。使用料は流山市行政財産使用料条例第4条の規定により免除することとします。許可期間は許可日翌日から令和6年3月31日までを予定しております。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
羽中田委員	<p>これは南流山中学校が移転するまでの期間ということですか。それとも、移転後もそのまま使用するのでしょうか。</p>
学校施設課長	<p>学校が移転後も使用の予定です。</p>
羽中田委員	<p>そうすると、市民の方に開放する等はあるのでしょうか。</p>
生涯学習部長	<p>今現在、整理室は市内6ヶ所に分散しているのですが、それを1ヶ所に集約するということで、特段の支障がない限り継続して使用していきます。鱒ヶ崎整理室という名前になる予定ですが、きれいに整理したものを市民の方に観ていただくということで、こちらを開放して作品展・企画展を開催できればと考えており、改修しながら使用させていただきたいと思っております。</p>

杉浦教育長職務代理者	この学生会館は、将来的に学校の施設として使う予定はないということであれば、同じ教育委員会の中で貸す、借りるというのではなく、ここを遺跡の保存・展示、あるいは市民向けの施設として設置するのも1つの方法かと思ったのですが、貸し借りでやっていくというのはどのような意図なのでしょう。
教育総務部長	東洋学園大学旧校舎自体を「中学校」という教育財産として購入したので、現在はこの学生会館も含め、敷地・建物全てが条例上は「中学校」となっています。建物は延べで30,000平方メートルあるのですが、現在中学校として改修しようとしているのは18,000平方メートルだけであり、それでも42学級程度が入るような規模で整備を進めています。その中で1、2号館や学生会館については当面の間、中学校として使用する予定がないので、一時的に博物館の整理室としてお貸しするのですが、それが長く続くのであれば、設置条例ですとか財産の移管等といったことも視野に入れて整備していかなければと思います。今の段階では、中学校のまま一時的に使用を許可するという形で今回は整理させていただきました。
田中教育長	ほかに御質問はありますか。
	(特になし との声あり)
田中教育長	質問がないようですので、協議クは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。よって協議クは、原案のとおり了承することに決しました。
	次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(学校施設だよりについて)
学校教育部長	(流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山第二小学校校章デザインの決定について)

指導課長	(流山市中学校体育大会について、令和5年度流山市部活動地域移行に向けて)
生涯学習課長	(流山市青少年主張大会の開催について)
スポーツ振興課長	(第31回流山ロードレース大会の参加者募集について)
図書館長	(図書館電算システム更新に伴う休館について)
生涯学習部長	(流山新市街地地区の遺跡展について、流山市立新川小学校創立150周年出張展示について)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
宮本委員	体育館の空調設備が整ったということで、実際に私も保護者として小学校・中学校それぞれ行った時に体育館に入り、保護者会や授業参観で実際に感じ取ったのですが、非常に快適でした、ありがとうございます。それで、学校コーディネーターさんから聞かれたのですが、フィルター掃除等は業者が入らず各学校で適宜行うことになるのかどうか、もし行うのであれば、家庭用とは違うのでマニュアル等見ないと分からない等のお話をされていたのですが、その辺りは各学校への指導などされているのでしょうか。
教育総務部長	既に空調が入っている教室等の場合は、日々のフィルターの掃除等は先生にお願いしていたり、年に2回程度、保守点検ということで暖房への切替え時、使い始めの時期に担当者が入り点検等はしてもらうようにしています。
学校施設課長	体育館の空調の点検については、できるところは学校にやっていただき、できないところは今後まとめて教育委員会で点検していくことになるかと思っています。
羽中田委員	同じく空調設備についてですが、結構電気代もかかると思いますし、つけっぱなし等もあるかと思いますが、管理は学校が責任を持って行うということでもよろしいですか。プールの水と同じように捉えているのですが。



学校施設課長	<p>今回入れた空調はGHPのガスなので、電気代というよりはガス代に懸念があります。おっしゃるようにつけっぱなしや消し忘れという可能性もあるので、今回の体育館の空調については、プリペイドカードを入れて動くという形にしています。1度入れると度数が減り1時間動くという形なので、3時間連続で動かしたい場合はカードを3回入れるというやり方をとることで、まず消し忘れはなくなると思います。ただ、ガス代や電気代が高騰している中で使うことで、当然光熱費の増加は考えられ、政府からも節電要請等が出ておりますので、今後その辺りは学校側にも求めていくことになるのかと思います。</p>
羽中田委員	<p>夜間、地域の方に開放している学校は、地域の方から徴収する等考えているのでしょうか。</p>
スポーツ振興課長	<p>学校開放で使用していただく場合は、その団体にプリペイドカードを購入していただき、使用していただくことになります。度数が引かれるのは学校と同じで、1回入れると1時間となります。プリペイドカードは8月1日から販売となります。</p>
羽中田委員	<p>学校が使用する時のカードと学校開放の時のカードは別になっているのですね。</p>
田中教育長	<p>普段、体育の授業等で使用する時は、いただいたカードを入れればよいのですが、学校開放の時はカードを購入するという、そこが大きな違いです。</p>
杉浦教育長職務代理者	<p>地域の方から聞いた話によると、江戸川台小学校の体育館は、お借りすると1時間1,000円程度だったということで、ちょっと高いと感じたようです。それで、学校ごとに金額が違うかと思うのですが、どのように算出しているのでしょうか。</p>
学校施設課長	<p>1時間で1,096円なのですが、これは最安値で、一番高いところは1時間2,200円です。光熱費がどの程度かかるのか調べ、それを1時間当たりに割った価格です。「学校施設だより」の右側にも「利用できます!」と書かれた欄に、スポーツ振興課でプリペイドカードを購入できる旨掲載して</p>

いますが、これは使わないといけない、という訳ではありません。もし高いということであれば、使わないという選択肢もありますし、2時間体育館を使用するが、最初の1時間だけ空調を使用する、ということも考えられると思います。

教育総務部長

1,096円という金額も、機械を1時間動かすとそれだけガスを使う、ということから計算しており、全く上乘せはしていません。実際に市がガス代として支払う値段をかけて算出した額なので、1,096円という半端な額ですが、実費負担ということでお願いしています。

学校施設課長

ちなみに、他の自治体がどれくらいで貸しているかを少し調べたのですが、高い自治体だと空調だけで2時間5,000円というところもありました。

羽中田委員

この空調は、暖房も使えるということですか。

学校施設課長

はい、付いている機能としては冷暖房です。ただ、冷たい空気は下の方に行きますが、暖かい空気は上の方に行くので、暖房を使用しても足元は寒いのではないかと、ということが想定されるため、使用する期間は基本、冷房を想定してください、と学校には伝えてあります。学校開放の場合は、ほとんどがスポーツで体育館を借りているので、暖房をつけなくてもいいのかと思います。ただ学校では、1月から3月にかけて体育館を使う行事があるので、そこで暖房の効果がどの程度あるかを、これから検証してみようと思います。どれくらい暖かくなるのか、つけても意味がないのであれば使う必要はなく、今までどおりのジェットヒーターでお願いしますと言わざるを得ないかと思っています。

羽中田委員

ジェットヒーターは、もちろん学校判断で使用できるのですよね。

学校施設課長

はい、使用できます。

田中教育長

ただジェットヒーターですと、卒業式等の行事が始まる前に、早めにつけて温めておき、式が開始されたら消さないと、音がうるさ過ぎるということがあります。そのうちだんだん冷えてくるので、今、学校施設課長が話したように、暖房として使用してある程度効果があれば、行事に合わせて使用する

することもできるかということで、要検討ということです。

田中教育長

そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。  
次に、非公開の各課等報告に移ります。指導課長からお願いします。

指導課長

(いじめ重大事態の経過報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第7回定例会を終了します。

(閉会 午後3時25分)